

事務連絡  
令和6年3月21日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省及びこども家庭庁より、令和6年3月19日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について）が発出されました。これを受けて、東京都から発出しました令和5年5月29日付事務連絡（新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の障害児通所支援事業所の対応について（通知））につきましても、令和6年4月1日付けで廃止することといたします。

ご理解、御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

東京都福祉局障害者施策推進部  
施設サービス支援課児童福祉施設担当  
電話03-5320-4374